

事 項

要 点

備 考

(1) 貯水位低下後の監視体制・基準(案)

今後以下の監視体制と基準で管理を進めたい。

斜面管理体制

体制		貯水位低下後の体制(11月以降)	注意体制	警戒体制
巡回 監視	頻度	1回/月 豪雨後	日中2回	常時
	箇所	斜面下部を重点的に監視し、必要に応じて監視ポイントを増設する。		
計測	頻度	手動観測; 1回/月 自動観測; 常時	手動観測; 原則として日中2回 自動観測; 常時	手動観測; 原則として1回/1h 自動観測; 常時
	箇所	必要に応じて計器を増設する。		
体制		-	24時間体制	

* 豪雨時の頻度は状況に応じて増減する。また、巡視を行うのが危険な場合は、計測のみとする。

通報基準

斜面変動の恐れが強くなり、警戒や事前に安全な場所へ避難するための通報基準は、次の通りである。

(注意体制への移行基準)

イ. 伸縮計による累積変動の加速が確認された時

(注意体制から警戒体制への移行基準)

イ. 伸縮計による計器変動値が1日10mm以上計測された時

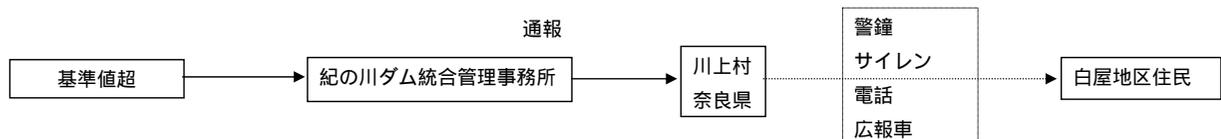
ロ. 大雨、暴風雨等の警報が出された時

(避難勧告に関連する通報基準)

イ. 伸縮計による計器変動値が1時間2mm以上を2時間連続計測された時

ロ. その他の状況から事前に避難する必要があると認められた時

通報体制



(2) 豪雨による貯水位上昇時の低下速度

洪水によって一時的に貯留させた流水は厳重な監視体制のもと、コンジットゲートを全開に保ったまま自然低下を図ることとする。